

令和7年8月豪雨に係る 被災中小企業者再建支援補助金のご案内

～被災した施設及び設備の復旧を支援します～

- ✓ 被災したことの証明(市町村が発行する被災証明書等)が必要です。
- ✓ 原則、施設は登記、設備は資産計上されているものに限りします。

申請期間：令和 8 年 1 月 26 日 (月)～ (終期は未定)

補助対象者

熊本県内に事業所を有する**中小企業者**※

※中小企業支援法第2条に規定する事業者、商工会・商工会議所等の商工団体

【要件1】 **BCP(事業継続計画)**を策定すること

【要件2】 付保割合**30%以上**の「自然災害(風水害を含む)による損害保険等」に加入※すること

※小規模事業者は加入推奨

→ いずれの要件も**実績報告書の審査時に確認**します。

補助対象経費

特例として、発災日(令和7年8月10日)以降であれば交付決定の前に復旧した経費も対象

被災した**事業用の施設及び設備の復旧に要する費用**※

※ 被災した施設・設備に係る**保険金や共済金等の受取がある場合、復旧に要する費用から保険金等を控除**した金額が、補助対象経費となります。

補助金額

補助対象経費 × 補助率 $\frac{3}{4}$ = 補助金額
(千円未満切り捨て)

復旧に要する経費(A)				
補助対象外 経費(B) (消費税等)	保険金等 受領額(C)	補助対象経費(A-B-C)		
		国 1/2	県 1/4	事業者 1/4
自己負担		補助金 3/4		自己負担

1 事業者につき
上限 **3 億円**

申請書類提出先・お問い合わせ先

申請書類は**郵送**又は**持参**にてご提出ください。 **令和8年1月26日(月)から運用開始**

〒862-0954 熊本市中央区神水1丁目3-1 ヨネザワ熊本県庁前ビル3階
被災中小企業者補助金受付センター TEL : 096-237-7680

FAX : 096-237-7688 E-mail : info@k-saiken2508.com

受付時間：9時00分～17時00分（土曜・日曜・祝日を除く）

受付センターに車でお越しの際は、熊本県庁の駐車場をご利用ください（徒歩で約5分）

補助対象経費の範囲

	対象となるもの	対象とならないもの
① 施設	○事業用の施設(店舗、事務所、工場、倉庫等の建物)^{※1}を復旧するための修繕費または建替費(建築・購入)^{※2} ※1 原則、登記されている施設に限ります。 ※2 修繕が原則ですが、「全壊」もしくは「大規模半壊」と判定された場合、または、見積書の比較により修繕費よりも建替費が安価であると認められる場合は、建替による復旧が可能です。	○住宅用建物(アパート・マンション等の賃貸物件を含む)や福利厚生施設(社員寮、休憩所等)[※] ※ 事業用部分と一体となっている場合(店舗兼住居等)は、面積按分により事業用部分のみ補助対象とします。 ○土地の測量や造成、地盤改良に係る費用 など
② 設備	○事業用の設備(機械装置、工具、車両等)^{※1}を復旧するための修理費または入替費(購入)^{※2} ※1 原則、資産計上されている設備に限ります。 ※2 修理が原則ですが、修理不能と認められる場合、または、見積書の比較により修理費よりも入替費が安価であると認められる場合は、入替による復旧が可能です。	○賃貸目的の設備(レンタカー等) ○汎用性があり、目的外使用になり得るもの(テーブル・イス等の備品、食器・調理器具、書類棚・食器棚・陳列棚等の什器) ○商品、在庫、仕掛品、原材料 ○消耗品(文房具、事務用品等) ○ソフトウェア等の無形資産 など
① ② 共通	○施設や設備の復旧(修繕・修理等)のために発生する経費[※](処分費、撤去費、据付費、運搬費等) ※ 単独で行われるものは対象外	○被害を立証する書類が提出されないもの ○令和7年8月豪雨に起因せず使用不能となったもの ○発災前から使用されていなかったもの(空き店舗等) ○租税公課、保険料、保守費用 ○水害に伴う清掃・消毒費 ○官公庁への手続きに係る費用(各種申請・許認可等の手数料、申請代行に係る費用) ○自社で復旧する場合の人件費 など

✔ 従前よりも、規模を拡張した施設への建替、高機能・高性能の設備への入替も可能ですが、原状回復のために必要な経費(修理費または同等設備への入替費・同等建物への建替費)が補助対象経費の上限となります。

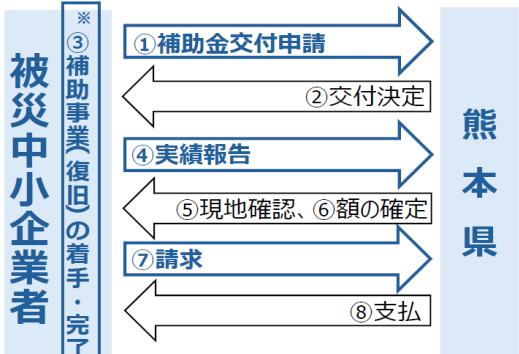
申請に必要な書類

熊本県のホームページでご確認ください。
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/254763.html>

熊本県 被災中小企業 補助金 検索



＜補助金交付までの流れ＞



※③は、②より後でなくても、発災日(R7.8.10)以降であればよい

商工会議所や商工会において、申請書の作成等を支援します。

熊本商工会議所	096-354-6688	宇城市商工会	0964-42-8111
美里町商工会	0964-47-0336	玉名商工会議所	0968-72-3106
玉名市商工会	0968-84-3370	玉東町商工会	0968-85-2174
長洲町商工会	0968-78-0410	甲佐町商工会	096-234-0272
八代商工会議所	0965-32-6191	八代市商工会	0965-52-8111
氷川町商工会	0965-62-2021	上天草市商工会	0969-56-0244
本渡商工会議所	0969-23-2001	天草市商工会	0969-23-2020

※ここに記載のない商工会議所や商工会でも対応します。